

高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱施行基準

(構造設備等の基準)

第1条 高知市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱(平成10年告示第52号。

以下「要綱」という。)第3条に規定する構造設備等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設は、隔壁等で外部と区分され、かつ、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- (2) 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び附帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
- (3) 施設は、採光、照明及び換気を十分行うことのできる構造であること。
- (4) 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- (5) 施設内の床面及び腰張りは不浸透性材料を使用するとともに、床面は排水のための適当な勾配及び排水口を有し、清掃を容易に行うことのできる構造であること。
- (6) 施設内に流水式手洗設備を設けること。
- (7) 水洗いにより洗濯する機械(以下「ランドリー用洗濯機」という。)を設置する場合には、摂氏60度以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- (8) 有機溶剤を用いて洗濯する機械(以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。)を設置する施設は、次によること。
 - ア ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - イ 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付随するものを除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - ウ 施設内の適正な位置に全体換気設備又は局所排気設備を備えることとし、周辺に及ぼす影響についても十分配慮すること。
 - エ 石油系溶剤を使用するドライクリーニング用洗濯機を設置する場合は、別に専用の乾燥機を設置すること。
 - オ 乾燥機の効用を有しないドライクリーニング用洗濯機で、テトラクロロエチレン又は1,1-トリクロロエタン(以下「テトラクロロエチレン等」という。)を使用するものは、設置しないこと。
- (9) 乾燥機の効用を有するドライクリーニング用洗濯機で、テトラクロロエチレン等を使用するもの(以下「テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機」という。)を設置する施設は、次によること。
 - ア テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機から排出する排液中のテトラクロロエチレン等を適切に除去することができる排液処理装置を設置すること。
 - イ テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機には、有機溶剤回収装置として活性炭吸着式回収装置等を設置すること。
 - ウ テトラクロロエチレン等を取り扱う設備等の周囲には、事故等によりテトラクロロエチレン等が広がらないよう防液堤、側溝、ためますを設置すること。
- (10) 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、利用者の

洗濯作業に支障のない場所設けること。

- (11) 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を設置すること。
- (12) 有機溶剤を保管する場合は、施錠できる専用の保管庫を設置すること。

(衛生上講ずべき措置基準)

第2条 要綱第5条に規定する衛生上講ずべき措置基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるよう保持すること。
- (3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
- (5) 営業中の施設は、換気を十分にすること。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のトッパ等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具、補充用洗剤及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること(適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には摂氏60度以上であることが望ましい。)
- (12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること(水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。)
- (13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講ずること。
 - ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
 - イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌が吸着等し、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し常に清浄な洗剤が得られるようにすること。
 - ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること
 - エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように常に点検整備すること。特に洗濯物の出入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。
 - オ 営業中は、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。

カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で専用の保管庫に保管し施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。

(営業施設内の掲示事項)

第3条 要綱第6条に基づき営業施設内に掲示すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用上必要な事項

ア 洗濯機、乾燥機、給水設備等の使用方法等に関する事。

イ 衣料等被洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関する事。

ウ ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関する事。

(2) 施設及び設備の汚損防止等に関する事項

ア 洗濯前後の手指の洗浄等に関する事。

イ 施設及び設備の汚損防止に関する事

ウ 伝染性の疾患に罹患した者又はこれに接触した者が着用した衣類等の洗濯の禁止に関する事。

エ し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関する事(これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合においては、その旨を記載する事。)

オ その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関する事。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。